

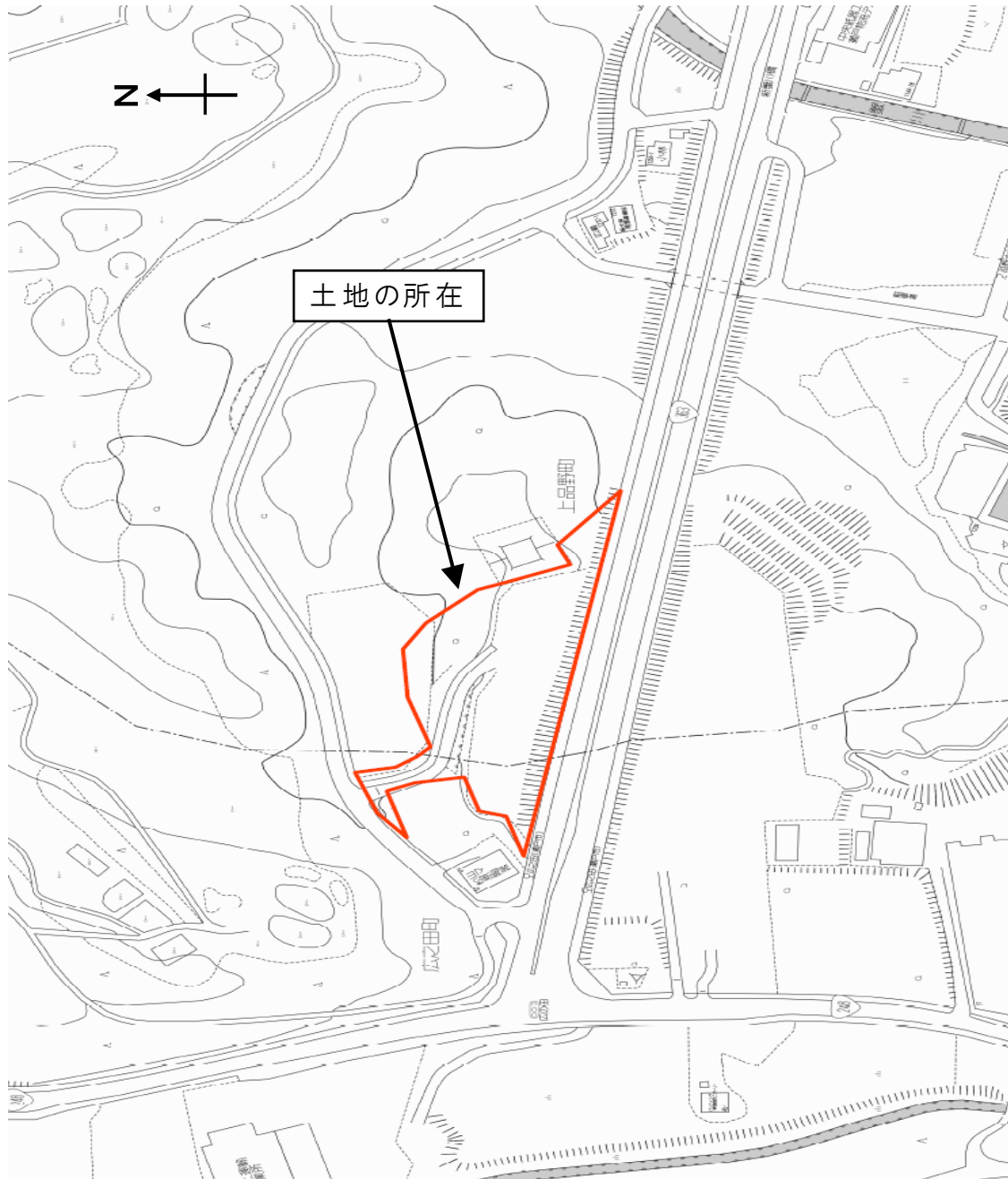
令和3年瀬戸市議会3月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第1号議案	市有財産（土地）の売払いについて		
担当課・係名	政策推進課 公共施設マネジメント係		
1	議案提出の理由 市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決を求めるもの		
2	議案の概要		
	(1) 土地の所在、地目及び面積		
	所 在	地 目	登記面積（㎡）
	広之田町 5 1 番 4	山 林	1, 3 3 6
	6 5 番 2	田	2 5 5
	6 6 番 1	山 林	1 2 8
	上品野町 1 3 3 7 番 3	山 林	2. 0 5
	1 3 3 9 番 3	山 林	5 3 7
	1 3 4 0 番 1	山 林	6 8
	1 3 4 5 番 2	山 林	2, 6 3 4
	1 3 4 7 番 1	山 林	9 8 1
	合 計		5, 9 4 1. 0 5
	(2) 売払方法	随意契約（先着順売払い）	
	(3) 売払価額	24, 660, 000円	
	(4) 売払先	瀬戸市窯町484番地の3 藤喜運輸株式会社	
3	議案提出に係る根拠法令 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 （昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条		

4 議案提出に伴う影響、効果等

- (1) 市有地の有効活用を図るため。
- (2) 位置図



第 2 号議案	瀬戸市職員定数条例の一部改正について
担当課・係名	人事課 人事給与係
1 条例改正の理由	地方自治法に基づき派遣する職員を定数外の職員として規定するに当たり、条例中所要の事項を改正するもの
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員定数の定数外とする職員を次のとおりとする。</p> <p>ア 他の普通地方公共団体等へ派遣する職員</p> <p>イ 地方公共団体の組合へ派遣する職員</p> <p>※ 派遣先を羅列する規定から地方自治法の規定によることとした。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項及び第 292 条

第3号議案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について
担当課・係名	消防課 予防グループ
<p>1 条例改正の理由</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 対象火気設備等のうち急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットに拡大する。</p> <p>イ 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、その設置に関し、火災予防上必要な措置を定める。</p> <p>ウ 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を設置しようとする者は、あらかじめ消防長へ届出を要することとする。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和3年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>改正の背景</p> <p>電気自動車ユーザーの走行距離の延伸ニーズの増加又は搭載される電池の低価格化に伴い、大容量の電池を搭載した電気自動車の開発が進められており、それに関連して高電圧・大電流化した急速充電設備の普及も加速すると考えられる。</p> <p>現在の条例で火災予防上必要な防火安全対策の対象にしている急速充電設備は、20～50キロワットのものであり、それを超えるものについては変電設備の規定が適用となり、電気自動車の運転手自らが充電できない等、使用実態と合わない事態が生じるおそれがある。</p> <p>条例において火災予防上必要な措置を定めることにより、設備の安全性を確保し、安全に使用することができることとなる。</p>	


第4号議案	瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
担当課・係名	社会福祉課 福祉係 保育課 保育係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>瀬戸市障害者手当支給事業及び瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助事業が終了したことに伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>特定個人情報を利用する事務のうちから次に掲げる事務を削る。</p> <p>ア 瀬戸市障害者手当の支給に関する事務（令和2年10月1日終了）</p> <p>イ 瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務（令和元年10月1日終了）</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項</p>	

第5号議案	瀬戸市子どもの今・未来応援基金条例の制定について
担当課・係名	こども未来課 こども福祉係
1 条例制定の理由	子ども及び若者がそれぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるための施策を推進するため、瀬戸市子どもの今・未来応援基金を設置するに当たり、基金の管理に関する手続等を定めるため、条例を制定するもの
2 条例制定の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>ア 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算で定める。</p> <p>イ 基金は、児童の権利に関する条約の精神、児童の福祉を保障するための原理及び子ども・若者育成支援の基本理念にのっとり、一人一人の子ども及び若者が、切れ目のない支援を受けることで、それぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるための施策の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を公布の日とする。</p>
3 条例制定に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条
4 条例制定に伴う影響、効果等	令和2年3月に策定した瀬戸市子ども総合計画において、この基金の設置を掲げており、当該基金を財源として活用することにより、子ども及び若者が、それぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるための施策を実施することを目指す。

第 6 号議案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	保育課 保育係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）に準じて、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 市長が、児童に対し家庭的保育事業者等による保育が終了した後においても引き続き教育又は保育が受けられる措置を講じている場合は、当該家庭的保育事業者等は、連携施設の確保を不要とすることができることとする。</p> <p>イ 居宅訪問型保育事業者が保育を提供する場合として、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加える。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 6 条及び第 37 条</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>（2(1)アについて）</p> <p>家庭的保育事業者等において、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保が困難な状況であるため、国の基準が改正され、市長が次の保育所に優先的に入所できる等引き続き教育又は保育が受けられる措置を講じている場合は、連携施設の確保が不要とされた。本市の状況も同様であるので、基準に準じて条例を改正する。</p>	

第7号議案	市有財産（土地及び建物）の貸付について
担当課・係名	保育課 保育係
1 議案提出の理由	アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 無償貸付をする財産</p> <p>土地</p> <p>所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番1 外1筆</p> <p>合計面積 2,456.15平方メートル</p> <p>(2) 減額貸付をする財産</p> <p>建物</p> <p>名称 アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園</p> <p>所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番地の1</p> <p>構造 鉄骨造2階建て</p> <p>延べ床面積 1,167.24平方メートル</p> <p>内訳</p> <p>本館 1,144.86平方メートル</p> <p>屋外倉庫 22.38平方メートル</p> <p>貸付料 月額180,000円</p> <p>(3) 貸付の目的 民間事業者が引き続き保育事業を実施するため</p> <p>(4) 貸付の相手方 大阪府大東市泉町2丁目14番11号 アートチャイルドケア株式会社</p> <p>(5) 貸付期間</p> <p>ア 土地 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>イ 建物 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号

第 8 号議案	交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
担当課・係名	健康課 成人保健係
1 議案提出の理由	本市が当事者である交通事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、議会の議決を求めるもの
2 議案の概要	<p>(1) 事故の概要 令和 2 年 7 月 2 7 日汗干町地内交差点において、健康課の軽貨物自動車市道を青信号で西進中、南進してきた相手方小型乗用自動車に衝突され、同課の車両が損傷した物損事故</p> <p>(2) 損傷の状況 右側面及び左側面の損傷による廃車</p> <p>(3) 損害賠償の額 7 4 0 , 8 8 0 円（車両時価額及びレッカー費用）</p> <p>(4) 和解の要旨 ア 相手方は、本市に対し、本件事故に係る損害賠償として上記(3)の金額を支払う。 イ 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p>
3 議案提出に係る根拠法令	地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号

第 9 号議案	瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正について														
担当課・係名	国保年金課 医療福祉係														
1 条例改正の理由	子育て世帯の医療費の負担を軽減することにより、子どもの福祉の増進を図るため、入院医療費助成の対象年齢を引き上げるに当たり、条例中所需の事項を改正するもの														
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">改正前</td> <td>対 象 者</td> <td>助成内容</td> </tr> <tr> <td>出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者</td> <td>通院・入院</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"></p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">改正後</td> <td>対 象 者</td> <td>助成内容</td> </tr> <tr> <td>出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者 (現行と同じ)</td> <td>通院・入院</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者 (新規)</td> <td>入院のみ</td> </tr> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所需の事項を改正し、施行期日を令和 3 年 4 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。</p>		改正前	対 象 者	助成内容	出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者	通院・入院	改正後	対 象 者	助成内容	出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者 (現行と同じ)	通院・入院		15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者 (新規)	入院のみ
改正前	対 象 者	助成内容													
	出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者	通院・入院													
改正後	対 象 者	助成内容													
	出生の日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者 (現行と同じ)	通院・入院													
	15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある者 (新規)	入院のみ													
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 1 号														
4 条例改正に伴う影響、効果等	<p>子育て世帯の医療費の負担を軽減することにより、子どもの福祉の増進を図ることができる。</p> <p>(参考)</p> <p>(1) 中学生の入院に係る医療費助成額等実績</p> <table> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>123 件</td> <td>13,696 千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>124 件</td> <td>9,594 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 令和 3 年度予算見込み 9,500 千円程度</p> <p>(3) 県内 38 市の実施状況調査結果 (令和 2 年 10 月 1 日現在)</p> <table> <tr> <td>高校生まで (入院のみ)</td> <td>12 市</td> </tr> <tr> <td>高校生まで (入通院)</td> <td>5 市</td> </tr> <tr> <td>大学生等まで (入院のみ)</td> <td>3 市</td> </tr> </table>		平成 30 年度	123 件	13,696 千円	令和元年度	124 件	9,594 千円	高校生まで (入院のみ)	12 市	高校生まで (入通院)	5 市	大学生等まで (入院のみ)	3 市	
平成 30 年度	123 件	13,696 千円													
令和元年度	124 件	9,594 千円													
高校生まで (入院のみ)	12 市														
高校生まで (入通院)	5 市														
大学生等まで (入院のみ)	3 市														

第10号議案	瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について
担当課・係名	国保年金課 保険料係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を加える。</p> <p>イ 個人住民税の計算方法の見直しに伴い、軽減判定所得の基準額の算定式を見直す。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和3年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）</p> <p>(2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>（2(1)イについて）</p> <p>低所得者の世帯に対する軽減措置において、給与所得控除と公的年金等控除が適用される複数の被保険者が属している世帯については、軽減判定所得の基準額の算定式を見直し、個人住民税の計算方法の見直しに伴う影響を遮断し、当該見直し前と同様の水準で軽減判定が行えるようにする。</p>

第 1 1 号議案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について
担当課・係名	都市計画課 建築指導係
1	<p>条例改正の理由</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 新たに建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額を定める。</p> <p>※ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象が、2,000平方メートル以上の非住宅建築物から300平方メートル以上の非住宅建築物に拡大されることに伴い、本市においても適合性判定に係る事務を行うこととなる。</p> <p>※ 手数料の額は、同一事務を行う愛知県と同額とする。</p> <p>イ 低炭素化のための建築物の新築等の計画認定等に係る手数料の額を、建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る手数料の額に合わせ改定する。</p> <p>※ 国土交通省の手数料の設定に係る見解による見直し。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を改正し、施行期日を令和3年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）</p>
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>法令の改正等に伴い必要となる手数料の規定の整備又は整理を行い、事務の適正化を図る。</p>

第 1 2 号議案	名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
担当課・係名	都市計画課 計画係
1	<p>条例制定の理由</p> <p>名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内において、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図るため、建築物の制限に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するもの</p>
2	<p>条例制定の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>地区計画の区域内で建築してはならない建築物は、次に掲げる建築物以外の建築物とする（例外規定あり。）。</p> <p>ア 製造業に属する工場及びそれに関連する研究開発施設</p> <p>※ 製造業：統計法に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類 E に属するもの。</p> <p>イ 物流施設</p> <p>※ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する流通業務の用に供するもの。</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>その他所要の事項を規定し、施行期日を名古屋都市計画八床工業用地地区計画に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規定に基づく告示の日とする（令和 3 年 4 月 1 日予定）。</p>
3	<p>条例制定に係る根拠法令</p> <p>建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項</p>
4	<p>条例制定に伴う影響、効果等</p> <p>建築物の用途の制限を行うことで、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地を形成することができる。</p>

第 1 3 号議案	倒木による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
担当課・係名	建設課 公園緑地係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>本市が当事者である倒木による物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、議会の議決を求めるもの</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 事故の概要</p> <p>令和 2 年 1 1 月 2 1 日原山台 8 丁目地内において、相手方軽乗 用自動車 が市道を走行中、隣接する市管理地である緑地の樹木が 倒れ、当該車両が損傷した物損事故</p> <p>(2) 損傷の状況</p> <p>ルーフ、フロントガラス、右前方ピラー及び左側面の損傷</p> <p>(3) 損害賠償の額</p> <p>6 0 5 , 1 0 0 円</p> <p>(4) 和解の要旨</p> <p>ア 本市と相手方は、本件事故に係る損害が上記(3)の金額である こと及び同金員は全て本市において支払済みであることを認め る。</p> <p>イ 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定 めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認す る。</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号 及び第 1 3 号</p>

第 1 4 号議案	瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 条例改正の理由</p> <p>道路構造令の一部改正に伴い、条例中所要の事項を改正するもの</p>	
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 交通安全施設として、新たに自動運行補助施設を加える。</p> <p>※ 交通安全施設：交通事故の防止を図るため必要がある場合に設ける施設（横断歩道橋等）</p> <p>※ 自動運行補助施設：自動運行車の安全な運行を、道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設（磁気マーカー等）（道路法が改正され、道路の附属物として位置付けられた。）</p> <p>イ 条例中に引用している道路構造令第 4 1 条（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等）が同令第 4 2 条となることから、条例中の該当条文を改める。</p> <p>※ 条例の内容に変更は生じない。</p> <p>ウ 新たに歩行者利便増進道路の構造に係る規定を設ける。</p> <p>※ 歩行者利便増進道路：賑わいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間が整備され、占用を柔軟に認められる道路（道路法が改正され、創設された。）</p> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>	
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>道路構造令（昭和 4 5 年政令第 3 2 0 号）</p>	
<p>4 条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>改正の背景</p> <p>道路法の一部が改正され、制度運用に必要な基準等を定める関係政令も改正された。関係政令には、道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めている道路構造令が含まれていることから、条例改正の必要が生じたもの。</p>	

第 15 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要	市道路線について、下陣屋 12 号線始め 103 路線を認定するもの
2 議案の内容	<p>市のホームページで公開している「瀬戸市認定路線網図情報提供サービス」の改良作業の過程において、市全体の路線認定の状況を把握することができた。これにより市道認定基準を定めることが可能となり、この基準に従い市道路線の認定（議案のうち 102 路線）を行う。</p> <p>（参考）瀬戸市道認定基準（抜粋）</p> <p>（基準）</p> <p>第 2 条 市道に認定する道路は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 一般の交通の用に供する道路であること。</p> <p>(2) 権原（所有権その他の権利をいう。この号において同じ。）のある道路又は将来権原を取得できる見込みのある道路であること。</p> <p>(3) 幅員 4.0メートル以上の道路であること。</p> <p>(4) 道路の起点及び終点が国道、県道又は市道と連絡している道路であること。</p> <p>（特例）</p> <p>第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する道路については、市道として認定することができる。</p> <p>(1) 市が管理する公共施設に連絡する道路</p> <p>(2) 国、県その他の公共機関から管理を引き継ぐ道路</p> <p>(3) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく行為で築造された道路であつて、市に帰属されたもの</p> <p>(4) 歩道、自転車道又は自転車歩行者道として築造された道路</p> <p>(5) その他市長が特に認定を必要とする道路</p>

第16号議案	市道路線の変更について
担当課・係名	維持管理課 管理係
1 議案の概要	市道下陣屋小金線始め9路線の起点又は終点を変更するもの
2 議案の内容	第15号議案と同様の基準により、市道路線の変更を行う。

2 予算関係

- 第17号議案 令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第16号）
- 第18号議案 令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第19号議案 令和2年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20号議案 令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第7号）
- 第21号議案 令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 第22号議案 令和2年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第23号議案 令和3年度瀬戸市一般会計予算
- 第24号議案 令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算
- 第25号議案 令和3年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算
- 第26号議案 令和3年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算
- 第27号議案 令和3年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算
- 第28号議案 令和3年度瀬戸市水道事業会計予算

第 29 号議案 令和 3 年度瀬戸市下水道事業会計予算

3 承認関係

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき行った専決処分について、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの

承認第 1 号 令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 15 号）

（財政課財政係）

新型コロナウイルスワクチン接種のため、令和 2 年度瀬戸市一般会計補正予算の専決処分を行ったもの。

4 人事関係

同意第 1 号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について（行政委員会事務局）

瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和 3 年 3 月 31 日）に伴うもの

5 報告関係

報告第 1 号 専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和 2 年 11 月 11 日	令和 2 年 5 月 29 日瀬戸市福祉保健センターにおいて、予防接種を実施中、器具を皮膚から離す際、相手方が左上腕部に傷を負った事故	瀬戸市は、相手方に対し、金 13,256 円を支払う。
2	令和 2 年 12 月 2 日	令和 2 年 11 月 12 日南山中学校において用務員が草刈り作業中、学校横の市道を走行していた相手方小型乗用自動車の後部窓ガラスに小石が当たり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金 63,503 円を支払う。

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の概要

名 称	八床工業用地地区計画	
位 置	瀬戸市八床町の一部	
面 積	約 2 5 . 4 h a	
地区計画の目標	当地区では、交通利便性に優れたゴルフ場跡地という既存ストックの有効利用を図りつつ、地区計画を定めることにより、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の自然環境と調和し、生産拠点として良好な工業地の環境を維持、保全するため、建築物等の規制・誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	優良な工業地を形成するため、造成事業により整備される緑地、調整池機能が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物の整備の方針	土地利用の方針に従い、良好な工業地としての環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	緑豊かな工業地の環境の向上及び周辺の自然環境との調和を図るため、周辺に配慮した緩衝緑地帯を配置する。

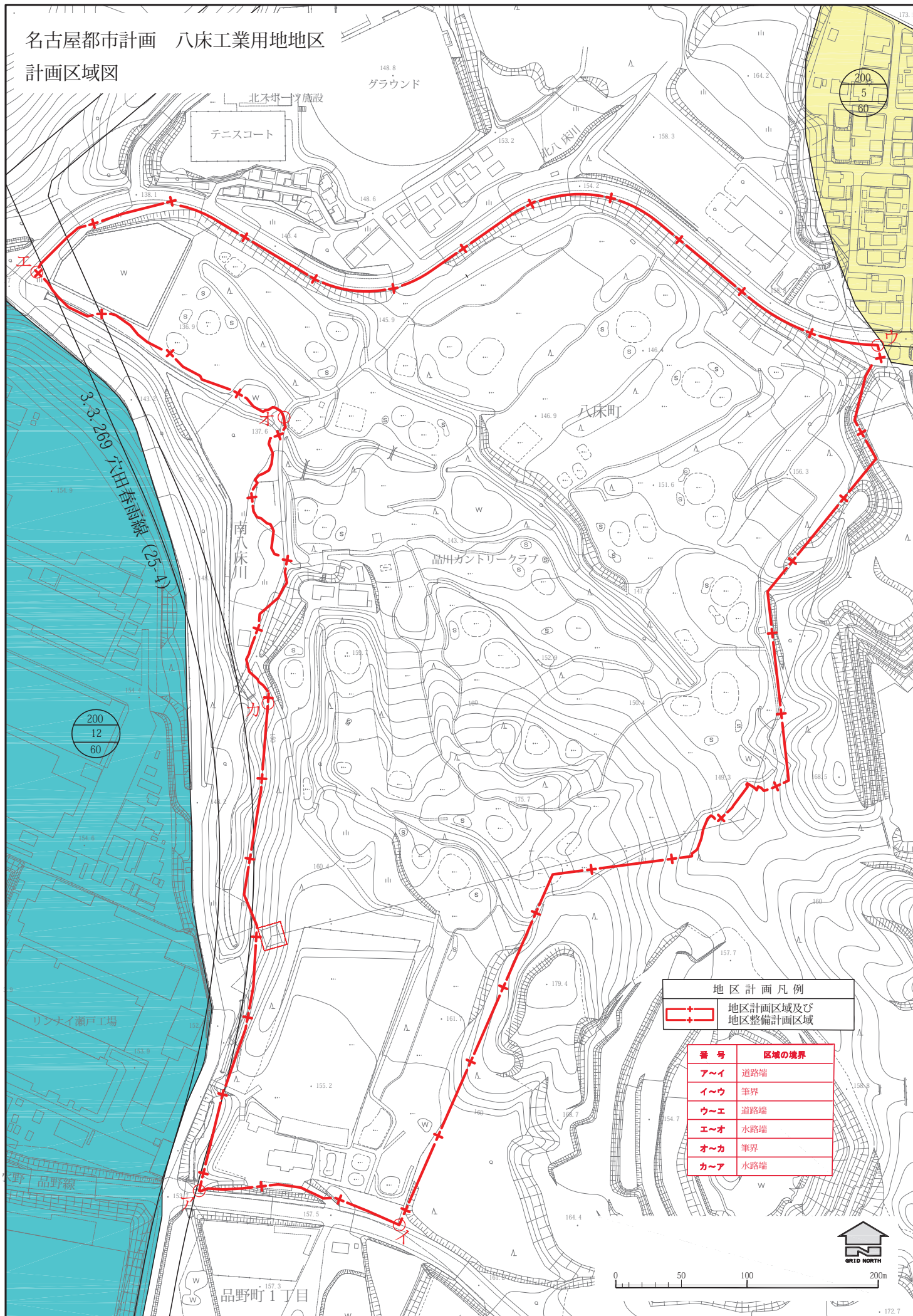
参考資料第 1 2 号議案

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属する工場及びそれに関連する研究開発施設 2 物流施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第1号に規定する流通業務の用に供するものをいう。)
		建築物の容積率の最高限度	20 / 10
		建築物の建蔽率の最高限度	6 / 10
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は、4 m以上でなければならない。 ただし、管理(守衛)室、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3 m以下、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15 m ² 以下であるものを除く。
	土地の利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りでない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	

「区域は計画図表示のとおり」

名古屋都市計画 八床工業用地地区

計画区域図



地区計画凡例

	地区計画区域及び地区整備計画区域
--	------------------

番号	区域の境界
ア～イ	道路端
イ～ウ	筆界
ウ～エ	道路端
エ～オ	水路端
オ～カ	筆界
カ～ア	水路端

令和2年度 3月補正予算(案)概要

1 予算概要

(単位：千円)

	当 初 A	3月補正から 12月補正 (追加)まで B	2月補正 C	3月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	38,740,000	17,288,754	100,287	▲ 238,335	1,098,169	22,500	① ▲ 351,702	② ▲ 1,007,302	55,890,706	130.9%
特 別 会 計	24,023,000	173,725		356,822	119,585		78,171	159,066	24,553,547	89.2%
国民健康保険事業	11,734,000	11,202		15,591			26	15,565	11,760,793	96.6%
春雨墓苑事業	31,000	511		0					31,511	102.0%
介護保険事業	10,133,000	155,304		355,093	119,585		92,007	143,501	10,643,397	99.5%
後期高齢者医療	2,125,000	6,708		▲ 13,862			▲ 13,862		2,117,846	112.4%
企 業 会 計	8,454,221	198,118		▲ 66,175	▲ 2,239	▲ 43,800	▲ 327	▲ 19,809	8,586,164	240.5%
水道事業	4,147,896	192,627							4,340,523	121.6%
下水道事業	4,306,325	5,491		▲ 66,175	▲ 2,239	▲ 43,800	▲ 327	▲ 19,809	4,245,641	—
合 計	71,217,221	17,660,597	100,287	52,312	1,215,515	▲ 21,300	▲ 273,858	▲ 868,045	89,030,417	120.7%

①「その他」の説明		②「一般財源」の説明	
・分担金及び負担金	▲ 16,000	・市税	▲ 14,801
・使用料及び手数料	▲ 73,120	・地方譲与税等	31,557
・財産収入	3,731	・地方交付税	▲ 112
・寄附金	31,624	・使用料及び手数料	9,735
・繰入金	▲ 202,868	・財産収入	▲ 281,303
・諸収入	▲ 95,069	・繰入金	▲ 1,520,512
		・繰越金	796,939
		・諸収入	▲ 28,805

2 一般会計

(1) 主な内容

(単位：千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	財政調整基金積立金	813,029			13,466	799,563	令和元年度決算剰余金の一部及び寄附金等を積み立てるもの。 (令和2年度末の基金残高見込：3,287,238千円)
	公共施設等整備基金積立金	599			599		基金運用利息を積み立てるもの。 (令和2年度末の基金残高見込：2,912,733千円)
	職員退職手当	57,035			614	56,421	対象者の人数増加に伴い増額するもの。

上記のほか、執行状況等による補正

- (2) 継続費の変更
小中一貫校整備事業
- (3) 繰越明許費の変更及び追加
道路維持管理事業 外
- (4) 地方債の変更
非常照明用電源設備更新 外

3 特別会計

- (1) 国民健康保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (2) 春雨墓苑事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (3) 介護保険事業特別会計
執行状況による補正を行うもの。
- (4) 後期高齢者医療特別会計
執行状況による補正を行うもの。

4 企業会計

- (1) 下水道事業会計
執行状況による補正を行うもの。

補正予算専決処分

総額 100,287千円

※ 新型コロナウイルスワクチン接種のため

歳 入	歳 出
15款 国庫支出金	4款 衛生費
1項 国庫負担金 8,821千円	1項 保健衛生費 100,287千円
2項 国庫補助金 91,466千円	

歳出の内訳（単位：千円）

11 需用費	3,970
12 役務費	4,309
13 委託料	90,268
14 使用料及び賃借料	960
18 備品購入費	780
計	100,287

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種関連業務委託	令和3年度	千円 670,000

行政委員会委員名簿

令和2年12月24日現在

教育委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 高明	H25. 10. 1	H29. 10. 1	R3. 9. 30
小澤 慎太郎	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
竹川 典子	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 9. 30
中根 志保	H30. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
青山 貴彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30
田中 直美	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R5. 9. 30

公平委員会委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
日比 剛	H22. 12. 15	H30. 12. 15	R4. 12. 14
小池 雄三	H27. 7. 6	R1. 7. 6	R5. 7. 5
中嶋 若菜	H29. 9. 30	H29. 9. 30	R3. 9. 29

固定資産評価審査委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 繁紀	H14. 1. 22	R2. 1. 22	R5. 1. 21
鈴木 洋子	R1. 12. 21	R1. 12. 21	R4. 12. 20
竹本 弘司	R1. 10. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
加藤 和守	H27. 4. 1	H30. 4. 1	R3. 3. 31
瀧本 友子	H29. 1. 20	R2. 1. 20	R5. 1. 19
伊藤 昌幸	H26. 7. 25	R1. 12. 21	R4. 12. 20

監査委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
加藤 多喜雄	H25. 7. 1	H29. 7. 1	R3. 6. 30
伊藤 勝朗	H22. 10. 1	H30. 10. 1	R4. 9. 30
柴田 利勝	R2. 5. 12	R2. 5. 12	R5. 4. 30

行政委員会委員名簿

令和2年12月24日現在

選挙管理委員（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
上川 和子	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
佐野 嘉崇	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
戸田 千里	H28. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23
井上 順子	R2. 12. 24	R2. 12. 24	R6. 12. 23

人権擁護委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
大橋 久美子	H10. 3. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
野田 真澄	H17. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
伊藤 良三	H18. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
加藤 光昭	H29. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
畔柳 俊雄	H20. 4. 1	R2. 4. 1	R5. 3. 31
矢野 友子	H22. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
藤本 明伸	H22. 7. 1	R1. 10. 1	R4. 9. 30
今井 順子	H23. 7. 1	R2. 10. 1	R5. 9. 30
中島 富士子	H24. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30
横江 俊次	H25. 4. 1	H31. 4. 1	R4. 3. 31
高島 恵子	H27. 10. 1	H30. 10. 1	R3. 9. 30

副市長（任期4年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
青山 一郎	H27. 6. 16	R1. 6. 16	R5. 6. 15

教育長（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
横山 彰	H31. 2. 20	R1. 10. 1	R4. 9. 30

行政委員会委員名簿

令和2年12月24日現在

農業委員会委員（任期3年）

氏名	当初任命年月日	任命年月日	任期満了年月日
伊藤 泉	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
小澤 早由里	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 卓夫	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
高島 八十三	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 安清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
加藤 隆晴	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
作石 正太郎	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
武田 晴光	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
藤井 義廣	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
松原 清	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
伊藤 憲昭	R2. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19
横道 厚子	H29. 7. 20	R2. 7. 20	R5. 7. 19